

## 税・社会保険料における再分配効果の変化の要因分解： 制度変更要因の抽出<sup>\*1</sup>

大野 太郎<sup>\*2</sup>  
小玉 高大<sup>\*3</sup>  
松本 龍太郎<sup>\*4</sup>

### 要 約

本研究では日本の税・社会保険料の再分配効果について考察する。再分配効果の時点間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。そこで『全国消費実態調査』（1989～2014年調査）の個票データを用い、調査票に記載された世帯の所得や属性に現実の制度を当てはめて負担額を推計するマイクロ・シミュレーションの手法を適用して、制度変更要因と非制度変更要因の分離を行い、再分配効果の変化と各要因の寄与について計測した。

所得格差が高まる中、税・社会保険料はその格差拡大を一定程度抑えることができているものの、制度変更要因の寄与は限定的であった。近年、社会保障財源の確保が政策課題としての重要性を高めつつあるが、再分配効果についても留意しながら、税・社会保障負担全体のあり方をさらに検討していくことが求められる。

キーワード：税，社会保険料，再分配効果，要因分解，全国消費実態調査  
JEL Classification：C15，H24

## I. はじめに

今日、社会保障制度の維持には家計の税・保険料負担の見直しが必須であると考えられる中、税制・社会保障制度における再分配効果の

評価は重要な役割を果たす。再分配効果は税制・社会保障制度による負担・給付を通じた所得格差の変化に着目するが、この再分配効果の時点

\* 1 本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）18K01647）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。本稿の作成にあたっては宇南山卓氏（一橋大学）、小川光氏（東京大学）、小平武史氏（財務省）、林正義氏（東京大学）、別所俊一郎氏（財務省）、三好向洋氏（愛知学院大学）、八塩裕之氏（京都産業大学）、および財務省財務総合政策研究所、東京大学における研究会の参加者から貴重なコメントを頂戴した。ここに謝意を表す。本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

\* 2 信州大学経済学部 准教授

\* 3 前財務省財務総合政策研究所研究員

\* 4 財務省財務総合政策研究所研究員

間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。例えば、所得税は元来その累進的構造から所得格差の変化を抑える機能を有している。そのため、たとえ制度変更がなくても、所得分布や人口構成などの変化から所得税制が果たす再分配効果の大きさは変化する。それゆえ、非制度変更要因を無視して、再分配効果の変化を制度変更による影響のみで説明することはできない。

日本の税制・社会保障制度における再分配効果の研究はこれまでも少なくないが、近年は家計マイクロ・データ（調査票情報）を用いた取り組みが増えている（阿部2000、大石2006、府川2006、橋木・浦川2006、田中・四方2012、北村・宮崎2013、上村・足立2015）。これらの取り組みから、年齢階層別に捉えると再分配効果は高齢層で効果が大きく、若年層で効果が小さいこと（北村・宮崎2013）、また税制の再分配効果は1990年代以降低下していること（大石2006、橋木・浦川2006、北村・宮崎2013、上村・足立2015）などの結果が得られている。また、再分配効果の要因分解を行う研究も進んでいる。第1に、税制・社会保障制度の再分配効果を年齢階層内要因と年齢階層間要因に分解する取り組みがある（Oshio 2002、大竹2005、小塩・浦川2008、小塩2009）。これらの取り組みから、年齢階層別に捉えると再分配効果は高齢層に限定的であること、年齢階層間所得移転効果が若年層では格差拡大に寄与し、高齢層では格差縮小に寄与していることが示された（小塩・浦川2008、小塩2009）。第2に、所得税の再分配効果を税率要因と控除要因に分解する取り組みもある（望月・野村・深江2010、Miyazaki and Kitamura 2016）。望月・野村・深江（2010）は集計データを用い、主に勤労者以外の世帯（自営業世帯など）の申告所得税を対象としている。また、Miyazaki and Kitamura（2016）はマイクロ・データを利用し、より広範な世帯（勤

労者世帯および勤労者以外の世帯）を対象としている。そこでは、所得税の再分配効果が1984年～2009年にかけて低下していること、また控除効果は税率効果よりも大きいこと、などが示された。

このように、日本でも家計マイクロ・データを用いた再分配効果の研究が増えている。しかし、調査票に記載された負担・給付の金額を使用するとき、再分配効果の時点間比較では制度変更要因と非制度変更要因を分解することはできず、双方を一体として評価せざるを得ない。他方、海外ではこうした問題意識がなかったわけではない。例えば、Bargain and Callan（2010）は1990年代後半のフランスとアイルランド、またBargain（2012）は1990年代後半のイギリスを対象に、いずれもマイクロ・シミュレーションの手法を活用しながら、負担・給付の再分配効果について制度変更要因と非制度変更要因の分解を行っている。すなわち、再分配効果に関する分析者の間でもこうした要因分解について一定の関心を持たれていることが分かる<sup>1)</sup>。

本研究はBargain and Callan（2010）やBargain（2012）と同様に、調査票に記載された世帯の所得や属性に現実の制度を当てはめて負担額を推計し、税・社会保険料における再分配効果の変化について制度変更要因と非制度変更要因の分離を図る。方法論としては、利用可能な変数から社会的な制度などを世帯ごとに適用して新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、限られた情報から世帯ごとの税・保険料という個別性の高い変数を推計可能であるが、大きな測定誤差を含む可能性もある。しかし、大野・中澤・菊田・山本（2015）および多田・大野・宇南山（2016）では『国民生活基礎調査』を用いて、税・保険料の負担額に関する推計手法の妥当性を検証し、推計値が高い精度を持つことを確認している。また、家計の税・保険料負担額を推計するにあたって必要となる変数は『全国消費実態調査』でも利用可能である。佐野・多田・山本（2015）や多田・三好

1) Bargain（2014）はこうした再分配効果における制度変更要因と非制度変更要因の要因分解に関するサーベイを提供している。

(2015)では、『国民生活基礎調査』と『全国消費実態調査』は世帯属性や収入の情報については整合的であることが確認されている。したがって、負担額の推計に係る手法についても『全国消費実態調査』に適用可能であり、また構築される推計値の妥当性は同程度の精度を持つと考えられる<sup>2)</sup>。

本研究の目的は、比較期間中において「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が再分配効果に及ぼす影響」(非制度変更要因)を考慮しながら、「制度変更それ自体が再分配効果に及ぼす真の寄与」(制度変更要因)を抽出することである。また現在、少子高齢化の進む日本においては、社会保障財源

として消費税の役割が重要となっており、家計の税・社会保障負担の全体像を把握するためには消費関連の情報を持つマイクロ・データの重要性が高まっている。そこで、今回は代表的な消費関連のデータである『全国消費実態調査』(1989～2014年調査)の個票データを利用する<sup>3)</sup>。

以下、本稿の構成を述べる。まず2節では使用するデータ、および税・保険料負担額の推計方法について説明する。3節では再分配効果の指標と要因分解の方法について説明したのち、再分配効果の計測結果を考察する。最後に4節で結論を述べる。

## II. データおよび税・保険料負担額の推計方法

### II-1. 使用データ

データは『全国消費実態調査』(1989～2014年調査)の個票データ(世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿)を使用する。『全国消費実態調査』は5年おきに実施され、調査時期は9月から11月、調査対象は約57,000世帯である。各世帯員について調査開始時点の属性(続柄、年齢、性別、就業状況等)や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の消費支出などを調査している。本研究では各世帯員の属性および収入の情報に現実の制度を適用し、世帯ごとに年間ベースの税・保険料負担額を推計する。なお、ここでは税・保険料負担額の推計ができない、などの理由から以下の世帯についてはサ

ンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目(所得、消費、税、保険料等全て)に関して、空欄、不詳コード・トップコードが付いている世帯

### II-2. 個人ベースの収入の推計

収入データについては、「家計簿」の月間収入ではなく、「年収・貯蓄等調査票」の年間収入を使用する。収入の内訳は以下の10項目である。

- ・勤め先からの年間収入

2) Ohno and Kodama (2017)は『全国消費実態調査』を用い、大野・中澤・菊田・山本(2015)や多田・大野・宇南山(2016)と同様の手法を用いて、負担額の推計値に関する妥当性を検証した。そこでは家計が報告する負担額との比較を通じて推計値の妥当性を検証するが、『全国消費実態調査』では家計の報告する負担額について調査方法に伴う季節性の問題が指摘されている(大野・中澤・菊田・山本, 2015)。そのため、季節性による影響が小さい住民税に着目するとき、『国民生活基礎調査』を用いた場合と同程度に、推計値が高い精度を持つことが確認された。

3) 『全国消費実態調査』のマイクロ・データを用いて税制・社会保障制度の分析を行った研究としては田中・四方(2012)、田中・四方・駒村(2013)、北村・宮崎(2013)、Miyazaki and Kitamura(2014)、Ohno and Kodama(2017)がある。

- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金受取金
- ・利子・配当金
- ・親族などからの仕送り金
- ・その他の年間収入

『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入の按分を行った。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「利子・配当金」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員につい

ては按分の対象から除外している。

## Ⅱ－3. 社会保険料負担額の推計

税・社会保険料負担額を推計するにあたっては、配偶者・扶養関係を特定化する必要がある。本研究では（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入に関する状況から税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならぬ。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する<sup>4)</sup>。

### Ⅱ－3－1. 公的年金保険料

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2014年は15,250円／月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここ

4) 本推計では各種保険料の免除・減額制度も考慮する。これらの適用は前年の所得を基にして決定されるが、ここでは調査年の所得を基にして同年の社会保険制度を適用する。



では厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

### Ⅱ－３－２．健康保険料

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年と2014年のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

### Ⅱ－３－３．介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から

2009年と2014年のみでこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。）ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保険）の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険（被用者保険）の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

### Ⅱ－３－４．雇用保険料

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額（例えば2014年は「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」）よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率（例えば2014年は0.5%）を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

## Ⅱ－４．所得税・住民税負担額の推計

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める<sup>5)</sup>。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。なお、利子・配当金については全て源泉分離課税を選択するものと仮定し、総合課税の対象から除外している。

$$\begin{aligned} \text{給与所得} &= \text{「勤め先からの年間収入」} \\ &\quad - \text{給与所得控除} \\ \text{年金所得} &= \text{「公的年金・恩給」} \\ &\quad + \text{「企業年金・個人年金受取金」} \\ &\quad - \text{公的年金等控除} \\ \text{事業者所得} &= \text{「農林漁業所得」} \end{aligned}$$

5) 住民税は前年の所得に課税されるが、ここでは調査年の所得を基にして同年の税制を適用する。

+ 「農林漁業以外の事業所得」

+ 「内職などの年間収入」

不動産所得 = 「家賃・地代の年間収入」

合計所得 = 給与所得 + 年金所得

+ 事業所得 + 不動産所得

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除・高齢者控除（2004年まで）・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得1 = 合計所得 - 基礎控除

- 社会保険料控除 - 高齢者控除

仮課税所得2 = 仮課税所得1 - 配偶者控除

- 配偶者特別控除

課税所得 = 仮課税所得2 - 扶養控除

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・高齢者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得1とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得1が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得2とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得2が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用し、所得税負担額と住民税の負担額を推計する。ここでは定率減税等（1994年から2006年まで）も考慮している。なお、表1は所得税制および住民税制の概要を示して

いる。

## Ⅱ-5. 消費税額の推計

消費データについては、「家計簿」の消費支出合計を使用する。なお、消費支出合計は総支出ではなく、消費10大項目の合計を使用する。

消費税負担額を推計するにあたり、消費税の非課税対象項目については消費10大費目内の細分類項目を使用する。具体的には、「家計簿」の調査項目から以下のものを非課税対象項目とする。

- ・家賃
- ・地代
- ・火災・地震保険料
- ・医薬品
- ・医科診療代
- ・歯科診療代
- ・整骨（接骨）・鍼灸院治療代
- ・自動車保険料
- ・授業料等
- ・教科書・学習参考書教材
- ・外国パック旅行費
- ・保育所費用
- ・介護サービス
- ・その他の諸経費のその他

消費税の推計では、世帯ごとに消費支出合計額（月平均）から非課税対象項目の消費支出額（月平均）を差し引いたものを12倍したのち、税率を乗じて求める。（消費支出額は消費税分を含んでいる。それゆえ、例えば2014年は消費税率が8%であることを踏まえて、8/108を乗じて消費税負担額を推計する。）

## Ⅲ. 再分配効果の変化の要因分解

### Ⅲ-1. 再分配効果の指標と要因分解の方法

本研究では再分配効果の指標として「税・社

会保険料を通じた所得格差の変化分」、すなわち総所得から可処分所得にかけての格差変化分

表 1 税制の変遷

(a) 所得税

	1989	1994	1999	2004	2009	2014
税率	5段階 (10, 20, 30, 40, 50) 課税最低限：300万円	同左	4段階 (10, 20, 30, 37) 課税最低限：330万円	同左	6段階 (5, 10, 20, 23, 33, 40) 課税最低限：195万円	同左 ※ 2013年より復興特別所得税を 付加
給与所得控除	定率控除 最低控除額：650,000円	同左	定率控除 ※所得区分に変更あり 最低控除額：650,000円	同左	同左	定率控除 ※所得区分に変更あり 最低控除額：650,000円
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 一般：800,000円 65歳未満：400,000円 最低控除額 65歳以上：1,200,000円 65歳未満：600,000円	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 一般：1,000,000円 65歳未満：500,000円 最低控除額 65歳以上：1,400,000円 65歳未満：700,000円	同左	同左	定額控除と定率控除の合計額 定額控除：500,000円 最低控除額 65歳以上：1,200,000円 65歳未満：700,000円	同左
基礎控除	350,000円	同左	380,000円	同左	同左	同左
配偶者控除	一般：350,000円 70歳以上：450,000円	同左	一般：380,000円 70歳以上：480,000円	同左	同左	同左
配偶者特別控除	最高350,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり	同左	最高380,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり	最高380,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用なし	同左	同左
扶養控除	一般：350,000円 16歳以上23歳未満：450,000円 70歳以上：450,000円 うち、同居老親：550,000円	一般：350,000円 16歳以上23歳未満：500,000円 70歳以上：450,000円 うち、同居老親：550,000円	一般：380,000円 16歳未満：480,000円 16歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち、同居老親：580,000円	一般：380,000円 16歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち、同居老親：580,000円	同左	一般 (16歳以上)：380,000円 19歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち、同居老親：580,000円
老年者控除	500,000円	同左	同左	同左	なし	なし
定率減税等	なし	定率減税20% (最高200万円)	定率減税20% (最高25万円)	同左	なし	なし

(注) 財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」より筆者作成

(b) 住民税

	1989	1994	1999	2004	2009	2014
税率	所得割 市町村民税 3段階(3%, 8%, 11%) 道府県民税 2段階(2%, 4%) 均等割 市町村民税: 2,000円 (人口5-50万) 道府県民税: 700円	所得割 ※所得区分に変更あり 市町村民税 3段階(3%, 8%, 11%) 道府県民税 2段階(2%, 4%) 均等割 市町村民税: 2,000円 (人口5-50万) 道府県民税: 700円	所得割 市町村民税 3段階(3%, 8%, 10%) 道府県民税 2段階(2%, 3%) 均等割 市町村民税: 2,500円 (人口5-50万) 道府県民税: 1,000円	所得割 市町村民税 3段階(3%, 8%, 10%) 道府県民税 2段階(2%, 3%) 均等割 市町村民税: 3,000円 道府県民税: 1,000円	所得割 市町村民税 一律6% 道府県民税 一律4% 均等割 市町村民税: 3,000円 道府県民税: 1,000円	所得割 市町村民税 一律6% 道府県民税 一律4% 均等割 市町村民税: 3,500円 道府県民税: 1,500円 ※2014年より復興増税を付加
給与所得控除	定率控除 最低控除額: 570,000円	定率控除 最低控除額: 650,000円	定率控除 ※所得区分に変更あり 最低控除額: 650,000円	同左	同左	定率控除 ※所得区分に変更あり 最低控除額: 650,000円
公的年金等控除	定額控除 合計額 定額控除 一般: 800,000円 65歳未満: 400,000円 最低控除額 65歳以上: 1,200,000円 65歳未満: 600,000円	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 一般: 1,000,000円 65歳未満: 500,000円 最低控除額 65歳以上: 1,400,000円 65歳未満: 700,000円	同左	同左	定額控除と定率控除の合計額 定額控除: 500,000円 最低控除額 65歳以上: 1,200,000円 65歳未満: 700,000円	同左
基礎控除	280,000円	310,000円	330,000円	同左	同左	同左
配偶者控除	一般: 280,000円 70歳以上: 280,000円	一般: 310,000円 70歳以上: 360,000円	一般: 330,000円 70歳以上: 380,000円	同左	同左	同左
配偶者特別控除	最高140,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり 一般: 280,000円	最高310,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり 一般: 310,000円	最高330,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり 一般: 330,000円	同左 一般: 330,000円	最高330,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用なし	最高330,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	70歳以上: 290,000円 うち、同居老親: 330,000円	70歳以上: 360,000円 うち、同居老親: 430,000円	16歳以上23歳未満: 430,000円 70歳以上: 380,000円 うち、同居老親: 450,000円	同左 一般: 330,000円 16歳以上23歳未満: 450,000円 70歳以上: 380,000円 うち、同居老親: 450,000円	同左	一般(16歳以上): 330,000円 19歳以上23歳未満: 450,000円 70歳以上: 380,000円 うち、同居老親: 450,000円
老年者控除	480,000円	同左	同左	同左	なし	なし
定率減税等	なし	定率減税20%(最高20万円)	定率減税15%(最高4万円)	同左	なし	なし

(注) 財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」より筆者作成



を使用する<sup>6)</sup>。ここでの税・社会保険料は、所得税・住民税・消費税・公的年金保険料・健康保険料・介護保険料・雇用保険料の7つを扱う<sup>7)</sup>。また、所得や税・社会保険料などの各水準は等価世帯ベースを使用する。

格差の指標としては平方変動係数（以下、SCV）を用いる。所得の分散を  $V$ 、平均を  $\mu$  とするとき、SCVは以下のように表記できる。

$$SCV = \frac{V}{\mu^2} \quad (1)$$

再分配効果を計測するにあたっては、ある年の世帯・収入情報（データ）に当該年の制度を適用して各世帯の税・保険料負担額を推計する。その上で、総所得ベースおよび可処分所得ベースで捉える所得格差の差から、当該年における再分配効果を計測する。ここでは一般型として、 $i$ 年のデータを  $d_i$  とし、その下で計算される総所得の格差を  $SCV(d_i)$  と表記する。また、 $j$ 年の制度を  $p_j$  とし、 $i$ 年のデータと  $j$ 年の制度の下で計算される可処分所得の格差を  $SCV^*(d_i, p_j)$  と表記する。このとき、データ年  $i$  と制度年  $j$  の下で計算される再分配効果は以下のように表記できる。

$$RE_{ij} = SCV^*(d_i, p_j) - SCV(d_i) \quad (2)$$

ここでは時点間比較に注目するため、基準年を0、比較年を1とする。このとき、可処分所得で捉える所得格差の変化分は以下のように分解できる。

$$\begin{aligned} & SCV^*(d_1, p_1) - SCV^*(d_0, p_0) \\ &= SCV(d_1) - SCV(d_0) \\ & \quad + \{SCV^*(d_1, p_0) - SCV(d_1)\} \\ & \quad - \{SCV^*(d_0, p_0) - SCV(d_0)\} \\ & \quad + \{SCV^*(d_1, p_1) - SCV(d_1)\} \\ & \quad - \{SCV^*(d_1, p_0) - SCV(d_1)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &= SCV(d_1) - SCV(d_0) \cdots (a) \\ & \quad + (RE_{1,0} - RE_{0,0}) \cdots (b) \\ & \quad + (RE_{1,1} - RE_{1,0}) \cdots (c) \quad (3) \end{aligned}$$

(3)式は基準年と比較年における所得格差（可処分所得ベース）の変化を3つの要素に分解している。右辺第1項は「(a) 総所得の格差変化」を表している。第2項は基準年の制度を利用してデータの年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が再分配効果に及ぼした影響」を計測する。税制が経済安定化に果たす役割をビルトイン・スタビライザー（自動安定化装置）と呼ぶが、ここでは制度が所得格差の変化を抑える役割に着目して、第2項を「(b) ビルトイン効果要因」と呼ぶことにする<sup>8)</sup>。第3項は比較年のデータを利用して制度の年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「制度変更それ自体が再分配効果に及ぼした真の寄与」を計測する。ここでは、これを「(c) 制度変更要因」と呼ぶことにする。また、ビルトイン効果要因と制度変更要因の合計が再分配効果の変化を表す。

### III-2. 計測結果

図1は1989年以降における総所得および可処分所得の水準（平均）と格差（平方変動係数）を示している。所得水準や所得格差の推移については特に1999年以降の動きに特徴がある。所得水準は総所得、可処分所得いずれも1999年以降で減少傾向にある。これに対して、所得格差は総所得、可処分所得いずれも1999年以降で上昇傾向にある。またこの間、再分配効果の大きさ（総所得から可処分所得にかけての格差縮小分）はわずかに増加している。

6) 所得の概念としては①当初に稼得する「当初所得」、②当初所得に社会保障給付を加えた「総所得」、③総所得から税・保険料等の非消費支出を除いた「可処分所得」がある。

7) 通常、総所得から可処分所得にかけての格差変化は所得課税によってもたらされる。ただし、ここでは「消費税と（賃金）所得税の税等価」を念頭に、消費税も実質的に所得税と同等の効果を持つことに着目して再分配効果の中にも含める。

8) Bargain and Callan(2010) や Bargain(2012) では、本研究の「(a) 総所得の格差変化」と「(b) ビルトイン効果要因」を一体として扱い、それを「その他要因」と呼ぶ。そして、「所得格差（可処分所得ベース）の変化」を「制度変更要因」と「その他要因」に分解して考察する。

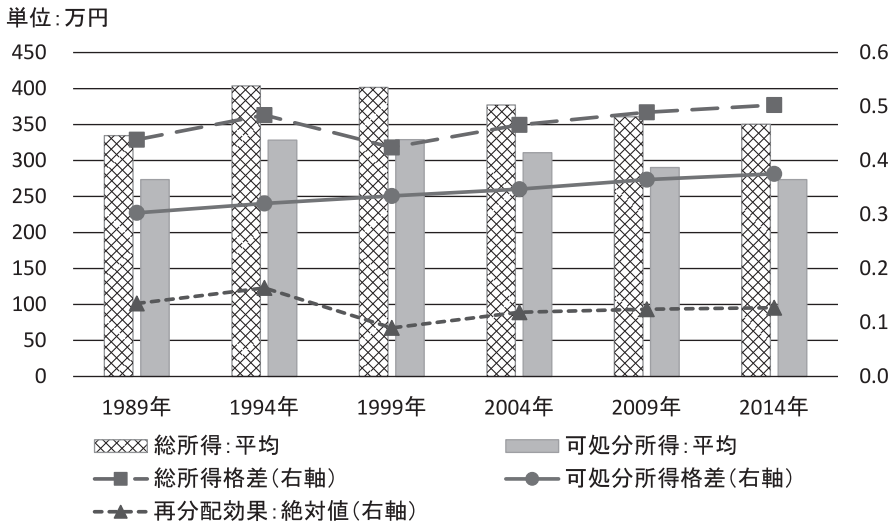
図2は(3)式の要因分解に関する計測結果を示している。パネル(a)は5年ごとの比較を行っている。縦軸は格差の変化分を表し、プラスは格差拡大、マイナスは格差縮小を意味する。第1の特徴として、再分配効果は総所得の格差変化を抑えており、またその傾向は特にビルトイン効果要因によって特徴づけられている。例えば、1990年代前半(1989年→1994年)では総所得の格差が拡大しているのに対して、再分配効果は格差縮小に寄与している。また1990年代後半(1994年→1999年)では総所得の格差が縮小しているのに対して、再分配効果は格差拡大に寄与している。このように、再分配効果は総所得の格差変化を抑えるように作用しており、結果として可処分所得の格差変化を小さいものに留めている。

第2の特徴として、1990年代以降、税・社会保険料の面で制度変更要因は格差縮小に寄与していない。図2のパネル(a)が示すように、制度変更要因はほぼゼロか、もしくはわずかな

ながらも格差拡大に寄与している。例えば、2000年代(1999年→2004年, 2004年→2009年)の制度変更要因はほぼゼロである。また、1990年代(1989年→1994年, 1994年→1999年)および2010年代前半(2009年→2014年)は制度変更要因が格差拡大に寄与している。図1で示したように、所得格差は1999年以降で上昇傾向にある。そこで、図2のパネル(b)は基準年を1999年に固定し、2004年以降の変化に着目して(3)式の計測結果を示している。総所得の格差拡大は5年間、10年間、15年間の比較の中で次第に大きくなっているが、ビルトイン効果要因はどの期間をとっても格差縮小に寄与しており、結果として可処分所得の格差拡大を小さいものに留めている。しかし、制度変更要因はどの期間をとっても格差縮小にほとんど寄与していない。

表2は「所得税・住民税」「消費税」「社会保険料」に区分して再分配効果の大きさを表している<sup>9)</sup>。パネル(a)は5年毎の比較を行って

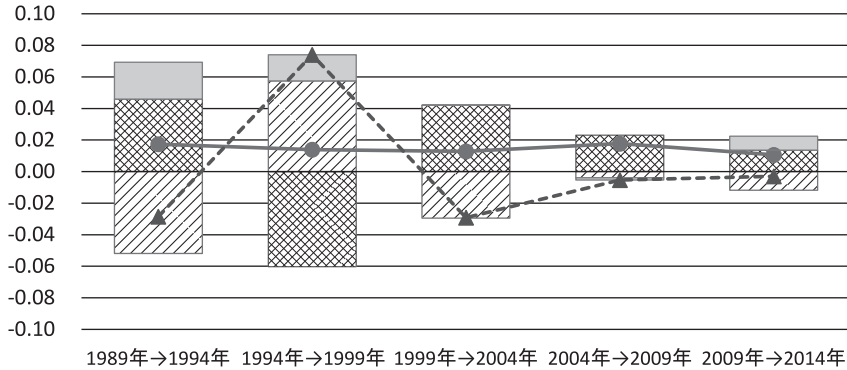
図1 所得水準(平均)・所得格差(平方変動係数)・再分配効果の推移



9) 「所得税・住民税」「消費税」「社会保険料」の再分配効果はそれぞれ、総所得から各項目のみを差し引いた所得を求め、その部分に関連する格差変化分を計測している。税目別(表3)や政策別(表4)の再分配効果についても同様である。

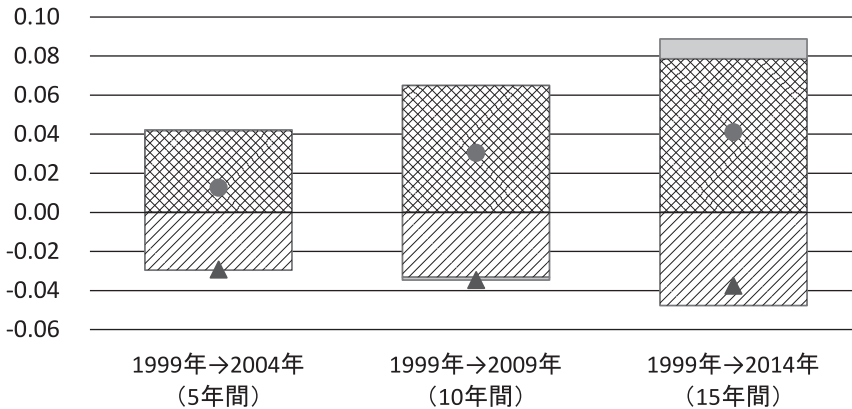
図2 格差変化（可処分所得）の要因分解

(a) 5年ごとの比較



a. 格差変化分(総所得)      b. ビルトイン効果要因  
 c. 制度変更要因      ● 格差変化分(可処分所得): a+b+c  
 ▲ 再分配効果変化分: b+c

(b) 1999年基準の比較



a. 格差変化分(総所得)      b. ビルトイン効果要因  
 c. 制度変更要因      ● 格差変化分(可処分所得): a+b+c  
 ▲ 再分配効果変化分: b+c

いる。第3の特徴として、税・保険料全体の再分配効果の変化はほぼ所得税・住民税によって特徴づけられている。例えば、1990年代前半（1989年→1994年）では税・保険料全体の再分配効果が▲0.029であるが、所得税・住民税の再分配効果は▲0.031であり、その大部分を占めている。これに対して、消費税や社会保険料の再分配効果の変化は相対的に小さい。こう

した点はその他の時期においても同様である。ただし、2010年代前半（2009年→2014年）では消費税や社会保険料も税・保険料全体の再分配効果の変化に一定の影響を与えている。パネル(b)は基準年を1999年に固定し、2004年以降の変化について着目している。ここでも同様の結果が確認される。

第1の特徴で指摘したように、再分配効果は

総所得の格差変化を抑えており、またその傾向は特にビルトイン効果要因によって特徴づけられる。ただし、図2のパネル(a)が示すように、2000年代後半（2004年→2009年）はビルトイン効果要因がほぼゼロであり、総所得の格差拡大を吸収できていない。以下ではこの点を掘り下げたい。表3のパネル(b)は2000年代後半における再分配効果の変化を税目別で表している。全世帯で捉えるとき、税・保険料全体のビルトイン効果要因は▲0.004である。このとき、64歳以下のビルトイン効果要因は▲0.008であり、また65歳以上のビルトイン効果要因は0.063である。一方、この時期における総所得の格差変化を確認すると、64歳以下では格差が拡大(0.040)しており、また65歳以上では格差が縮小(▲0.127)している。すなわち、年齢階層ごと(64歳以下と65歳以上)に捉えると、ビルトイン効果要因は総所得の格差拡大を吸収している。まとめると、この時期は低年齢層で総所得の格差が拡大し、高年齢層で格差が縮小する状況であった。一方、ビルトイン効果要因は低年齢層と高年齢層それぞれで総所得の格差変化を抑えている。そして、双方の効果が相殺しあう結果、全世帯で捉えると税・保険料全体のビルトイン効果要因がほぼゼロであった。

次に第2の特徴で指摘したように、2000年代における制度変更要因の寄与はほぼゼロである。以下ではこの点を掘り下げたい。表3のパネル(a)は2000年代前半(1999年→2004年)における再分配効果の変化を税目別で表している。全世帯で捉えるとき、税・保険料全体の制度変更要因は0.000である。このとき、所得税の制度変更要因は0.002であり、また住民税の制度変更要因は0.001である。すなわち、所得税・住民税の制度変更は再分配効果の変化にほとんど影響を与えていない。また、表3のパネル(b)は2000年代後半(2004年→2009年)における再分配効果の変化を税目別で表している。全世帯で捉えるとき、税・保険料全体の制度変更要因は▲0.001である。このとき、所得税の制度変更要因は▲0.010であり、また住民税の制度変更要因は0.010である。これは2000年代前半とは対照的であり、所得税・住民税の制度変更は再分配効果の変化に一定の影響を与えている。そして、双方の効果が相殺しあう結果、税・保険料全体の制度変更要因がほぼゼロであった。

こうした背景を捉えるため、制度変更の内容を確認する。表1は所得税制および住民税制の概要を示しているが、ここでは特に2004年か

表2 再分配効果の変化

(a) 5年ごとの比較

	再分配効果変化分				
	1989年→1994年	1994年→1999年	1999年→2004年	2004年→2009年	2009年→2014年
税・保険料	-0.029	0.074	-0.029	-0.005	-0.003
所得税・住民税	-0.031	0.077	-0.026	-0.001	-0.013
消費税	0.000	0.003	0.002	0.001	0.011
社会保険料	0.011	-0.021	-0.001	-0.004	0.008

(b) 1999年基準の比較

	再分配効果変化分		
	1999年→2004年	1999年→2009年	1999年→2014年
税・保険料	-0.029	-0.035	-0.038
所得税・住民税	-0.024	-0.026	-0.039
消費税	0.006	0.007	0.018
社会保険料	0.001	-0.003	0.006

表3 税目ごとの要因分解

(a) 1999年から2004年までの変化

		ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	再分配効果 変化分	
税・保険料	64歳以下	-0.010	-0.004	-0.014	(A1)
	65歳以上	-0.103	0.014	-0.089	(A2)
	全世帯	-0.029	0.000	-0.029	(A3)
所得税	64歳以下	-0.004	0.003	-0.002	
	65歳以上	-0.086	0.002	-0.084	
	全世帯	-0.021	0.002	-0.019	
住民税	64歳以下	-0.002	0.001	-0.002	
	65歳以上	-0.034	0.000	-0.033	
	全世帯	-0.009	0.001	-0.008	
消費税	64歳以下	0.001	0.000	0.001	
	65歳以上	0.006	0.000	0.006	
	全世帯	0.002	0.000	0.002	
年金保険料	64歳以下	-0.002	-0.008	-0.009	
	65歳以上	0.006	0.000	0.006	
	全世帯	0.001	-0.006	-0.005	
健康保険料	64歳以下	-0.001	-0.001	-0.002	
	65歳以上	0.007	-0.001	0.007	
	全世帯	0.001	-0.001	0.000	
介護保険料	64歳以下	0.000	0.000	0.000	
	65歳以上	0.000	0.019	0.019	
	全世帯	0.000	0.003	0.003	
所得格差（総所得） 変化分	64歳以下	—	—	0.006	(B1)
	65歳以上	—	—	0.154	(B2)
	全世帯	—	—	0.042	(B3)
所得格差（可処分所得） 変化分	64歳以下	—	—	-0.008	(A1) + (B1)
	65歳以上	—	—	0.064	(A2) + (B2)
	全世帯	—	—	0.013	(A3) + (B3)

ら2009年までの制度変更に着目する。まず、所得税では税率構造の累進化、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の廃止などが行われた。また、住民税では税率構造の比例化、公的年金等控除の縮小、配偶者特別控除の上乗せ適用廃止、老年者控除の廃止、定率減税の廃止などが行われた。表4は所得税および住民税に関する制度変更要因の大きさを政策別で表している。パネル(a)が示すように、主に税率構造の累進化や定率減税の廃止が所得税の制度変更要因（格差縮小）に大きな影響を与えている。またパネル(b)が示すように、主

に税率構造の比例化が住民税の制度変更要因（格差拡大）に大きな影響を与えている。すなわち、所得税では税率構造が累進化されたことにより制度変更要因が格差縮小に寄与したのに対して、住民税では税率構造が比例化されたことにより制度変更要因が格差拡大に寄与した。この時期は地方分権改革の一環として国から地方への税源移譲が行われ、また住民税では応益課税を重視する視点から税率構造の比例化を、あわせて所得税では納税者の負担を維持するために税率構造の累進化を行った。こうした所得税・住民税の一連の制度変更は再分配効果の大



(b) 2004年から2009年までの変化

		ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	再分配効果 変化分	
税・保険料	64歳以下	-0.008	-0.004	-0.012	(A1)
	65歳以上	0.063	0.002	0.065	(A2)
	全世帯	-0.004	-0.001	-0.005	(A3)
所得税	64歳以下	-0.003	-0.010	-0.013	
	65歳以上	0.055	-0.014	0.041	
	全世帯	0.003	-0.010	-0.007	
住民税	64歳以下	-0.002	0.008	0.006	
	65歳以上	0.023	0.014	0.036	
	全世帯	0.000	0.010	0.009	
消費税	64歳以下	0.001	0.000	0.001	
	65歳以上	-0.005	0.000	-0.005	
	全世帯	0.001	0.000	0.001	
年金保険料	64歳以下	-0.002	0.002	0.000	
	65歳以上	-0.003	-0.001	-0.004	
	全世帯	-0.006	0.001	-0.005	
健康保険料	64歳以下	-0.001	0.000	-0.002	
	65歳以上	-0.009	0.011	0.003	
	全世帯	-0.004	0.003	-0.001	
介護保険料	64歳以下	0.000	0.001	0.001	
	65歳以上	-0.003	0.005	0.002	
	全世帯	0.001	0.002	0.003	
所得格差（総所得） 変化分	64歳以下	—	—	0.040	(B1)
	65歳以上	—	—	-0.127	(B2)
	全世帯	—	—	0.023	(B3)
所得格差（可処分所得） 変化分	64歳以下	—	—	0.028	(A1) + (B1)
	65歳以上	—	—	-0.062	(A2) + (B2)
	全世帯	—	—	0.018	(A3) + (B3)

きさも概ね維持したと言える。

また第3の特徴で指摘したように、2010年代前半においては消費税が再分配効果の変化に寄与している。以下ではこの点を掘り下げたい。表3のパネル(c)は2010年代前半(2009年→2014年)における再分配効果の変化を税目別で表している。全世帯で捉えるとき、消費税の再分配効果の変化は0.011である。このとき、制度変更要因は0.009であり、再分配効果の変化の大部分を占めている。こうした背景には、2014年の消費税率引き上げが挙げられる。消

費税率の引き上げは「社会保障と税の一体改革」の中で、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けて実施された。消費税は高い財源調達力や税収の安定性に加え、「幅広い国民が負担する消費税は高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい」(社会保障・税一体改革大綱, p.27)という利点を持つ。他方、所得階層別から捉えるとき、消費税負担率(対所得比)は低所得者ほど高く、いわゆる逆進性を有している点も指摘されるが(大野・中澤・松田・菊田・増田2014)、こうした側面が

税・社会保険料における再分配効果の変化の要因分解：制度変更要因の抽出

(c) 2009年から2014年までの変化

		ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	再分配効果 変化分	
税・保険料	64歳以下	0.005	0.009	0.014	(A1)
	65歳以上	-0.036	0.010	-0.026	(A2)
	全世帯	-0.012	0.009	-0.003	(A3)
所得税	64歳以下	0.002	0.001	0.003	
	65歳以上	-0.034	-0.003	-0.037	
	全世帯	-0.012	0.000	-0.012	
住民税	64歳以下	0.001	0.002	0.003	
	65歳以上	-0.011	0.000	-0.011	
	全世帯	-0.004	0.002	-0.002	
消費税	64歳以下	0.000	0.006	0.006	
	65歳以上	0.005	0.017	0.023	
	全世帯	0.002	0.009	0.011	
年金保険料	64歳以下	0.002	0.001	0.003	
	65歳以上	0.004	-0.001	0.003	
	全世帯	0.002	0.000	0.002	
健康保険料	64歳以下	-0.001	0.002	0.001	
	65歳以上	0.001	0.002	0.003	
	全世帯	0.000	0.001	0.002	
介護保険料	1.323 mm	0.000	0.000	0.000	
	65歳以上	0.002	0.005	0.007	
	全世帯	0.001	0.001	0.003	
所得格差（総所得） 変化分	64歳以下	—	—	-0.024	(B1)
	65歳以上	—	—	0.051	(B2)
	全世帯	—	—	0.014	(B3)
所得格差（可処分所得） 変化分	64歳以下	—	—	-0.010	(A1) + (B1)
	65歳以上	—	—	0.025	(A2) + (B2)
	全世帯	—	—	0.011	(A3) + (B3)

再分配効果の低下として表れている。なお、政府は消費税率引き上げに際し、あわせて逆進性対策として給付措置を講じている<sup>10)</sup>。本研究では税・社会保険料の再分配効果に焦点を当て、給付による再分配効果については扱っていないが、消費増税の影響という議論では消費税率引き上げおよび給付措置といった一連の制度変更で評価することも重要である。

10) 政府は2014年4月の消費税率引き上げに際し、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」を支給している。

表4 政策ごとの制度変更要因

(a) 所得税（2004年から2009年までの変化）			(b) 住民税（2004年から2009年までの変化）		
		制度変更要因			制度変更要因
所得税	64歳以下	-0.010	住民税	64歳以下	0.008
	65歳以上	-0.014		65歳以上	0.014
	全世帯	-0.010		全世帯	0.010
税率構造の累進化	64歳以下	-0.004	税率構造の比例化	64歳以下	0.006
	65歳以上	-0.004		65歳以上	0.006
	全世帯	-0.004		全世帯	0.006
公的年金等控除の縮小	64歳以下	0.000	公的年金等控除の縮小	64歳以下	0.000
	65歳以上	0.000		65歳以上	0.000
	全世帯	0.000		全世帯	0.000
高齢者控除の廃止	64歳以下	0.000	高齢者控除の廃止	64歳以下	0.000
	65歳以上	0.002		65歳以上	0.001
	全世帯	0.001		全世帯	0.001
定率減税の廃止	64歳以下	-0.005	配偶者特別控除の上乗せ適用廃止	64歳以下	0.001
	65歳以上	-0.008		65歳以上	0.000
	全世帯	-0.006		全世帯	0.001
			定率減税の廃止	64歳以下	0.000
				65歳以上	-0.002
				全世帯	-0.001

## IV. おわりに

本研究では日本の税・社会保険料の再分配効果について考察した。再分配効果は税・社会保険料を通じた所得格差の変化に着目するが、この再分配効果の時点間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。そこで、調査票に記載された世帯の所得や属性に現実の制度を当てはめて負担額を推計するマイクロ・シミュレーションの手法を適用して、制度変更要因と非制度変更要因（ビルトイン効果要因）の分離を行い、再分配効果の変化と各要因の寄与について考察した。

第1に、再分配効果は総所得の格差変化を抑えるように作用しており、またその傾向は特にビルトイン効果要因によって特徴づけられることが確認された。ただし、2000年代後半（2004

年→2009年）はビルトイン効果要因がほぼゼロであり、総所得の格差拡大を吸収していない。その内容を詳細に捉えると、低年齢層で総所得の格差が拡大し、高年齢層で格差が縮小する状況であった。一方、ビルトイン効果要因は低年齢層と高年齢層それぞれで総所得の格差変化を抑えている。そして、双方の効果が相殺しあう結果、全世帯で捉えると税・保険料全体のビルトイン効果要因がほぼゼロであった。

第2に、1990年代以降、制度変更要因は格差縮小に寄与していないことが確認された。すなわち、制度変更要因はほぼゼロか、もしくは格差拡大に寄与している。このうち、2000年代後半（2004年→2009年）は税・保険料全体の制度変更要因がほぼゼロである。その内容を詳細に捉えると、所得税の制度変更要因が格差

縮小に、住民税の制度変更要因が格差拡大に寄与していた。この時期は地方分権改革の一環として、住民税では応益課税を重視する視点から税率構造の比例化を、あわせて所得税では納税者の負担を維持するために税率構造の累進化を行った。こうした所得税・住民税の一連の制度変更は再分配効果の大きさも概ね維持したと言える。

第3に、税・保険料全体の再分配効果の変化

はほぼ所得税・住民税によって特徴づけられることが確認された。

まとめると、税・社会保険料はその格差拡大を一定程度抑えることができているものの、制度変更要因の寄与は限定的であった。近年、社会保障財源の確保が政策課題としての重要性を高めつつあるが、再分配効果についても留意しながら、税・社会保障負担全体のあり方をさらに検討していくことが求められる。

## 参 考 文 献

- 阿部彩（2000）「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36（1），pp. 67-80
- 上村敏之・足立泰美（2015）『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
- 大石亜希子（2006）「所得格差の動向とその問題点」, 貝塚啓明・財務総合政策研究所（編著）『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等：格差社会の幻想と未来』日本経済新聞出版社
- 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学（2015）「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 40-58
- 大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子（2014）「家計の税・保険料負担：『全国消費実態調査』を用いた計測」『フィナンシャル・レビュー』第118号，pp. 77-94
- 小塩隆士（2009）「社会保障と税制による再分配効果」, 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会
- 小塩隆士・浦川邦夫（2008）「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44（3），pp. 278-289
- 北村行伸・宮崎毅（2013）『税制改革のミクロ実証分析：家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
- 佐野晋平・多田隼士・山本学（2015）「世帯調
- 査の方法と調査世帯の性質—世帯構成, 年収, 学歴に関する比較—」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 4-24
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓（2016）「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」PRI Discussion Paper Series 16A-02
- 多田隼士・三好向洋（2015）「家計収入の把握」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 25-39
- 橋木俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 田中聡一郎・四方理人（2012）「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」, ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ第25号，関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平（2013）「高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて」, 『フィナンシャル・レビュー』第115号，pp. 117-133
- 内閣官房（2012）「社会保障・税一体改革大綱について」（2012年2月17日閣議決定）
- 府川哲夫（2006）「世帯の変化と所得分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫（編著）『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会
- 望月正光・野村容康・深江敬志（2010）『所得

- 税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社
- Bargain, O. (2012), “The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 74 (6), pp. 856-874
- Bargain, O. (2014), “Decomposing Changes in Income Distribution”, C. O’Donoghue (ed.) *Handbook of Microsimulation Modelling*, Emerald Group Publishing Limited
- Bargain, O. and T. Callan (2010), “Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach”, *Journal of Economic Inequality* 8 (1), pp. 1-21
- Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), “Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009”, *FinanzArchiv*, 72 (3), pp 334-368
- Ohno, T. and T. Kodama (2017), “Estimation of Tax and Social Insurance Burden on Households: Verification of the Validity and Assessment of Actual Status,” PRI Discussion Paper Series No. 17A-02
- Oshio, T. (2002), “Intra-age, Inter-age and Lifetime Income Redistribution,” *Journal of Population and Social Security* 1 (1), pp. 36-49